

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和6年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市交通対策協議会補助金				補助金番号	G2-3		
所管部署	土木部 交通対策課							
根拠名称 (交付規則以外)	決裁							
交付の目的	交通事故防止のために、交通対策協議会が実施する「交通事故をなくす運動」事業に対し補助を行う。							
補助対象経費	(旧): 枚方市交通対策協議会事務局職員の人件費(給料、職員手当、共済費) 交通事故をなくす運動推進に伴う物件費(報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料) (新): 交通事故をなくす運動推進に伴う物件費(報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料)							
補助率・補助額	全額補助							
交付先	枚方市交通対策協議会							
開始年度	昭和44 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和9 年度末			
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称						

2. 補助金の予算・決算等

(千円)				
	R3	R4	R5	R6
予算額	10,400	10,972	10,056	9,740
決算額	9,203	9,784	10,012	
特定財源	国庫支出金			
	府支出金			
	その他			
一般財源	9,203	9,784	10,012	
(件)				
交付実績	1	1	1	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	市域全域における交通事故防止運動について、小学校区単位での活動をサポートするものであることから、本補助金は、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	市域全域で交通事故防止運動を展開するには、各地域における活動が必要であり、当課の「交通安全啓発事業」の目的達成のために、本補助金の交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	各小学校区44支部における交通安全・交通事故防止運動では、地域での交通安全啓発や小学生への交通安全指導を行うと共に、国府からの交通安全に関する最新情報を自治会の掲示板や回覧で周知することなどを実施しており、市民が求める交通安全の情報をきめ細かく周知する上で、現在の社会情勢上ニーズが高いことから、協議会の活動は不可欠である。

有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	市域全域で交通安全啓発を実施することで、市民の交通ルールやモラルへの習熟度が高まり、枚方市内における交通事故発生件数の減少につながる効果を挙げている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	市域全域で展開している運動であり、市民にきめ細やかに周知ができる手法として有効であることから、委託や本市の直接執行ではなく、補助金を交付する方が効果的である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	市域全域の地域の方を対象に運動を展開することが不可欠であり、これに合致する団体は枚方市交通対策協議会のみである。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	交通事故をなくす運動は、交通事故の発生を抑制し市民生活の安全・安心を高める上で必要不可欠な取組であり、また、自主財源を持たない団体であるため、全額補助とする。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	決裁により定める予定である。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	予算書や決算書、事務事業実績測定等で公表している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	市域全域で展開する運動という公益的な事業のために補助金交付を行っている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	自主財源を持たない団体であるため、事業実施のためには補助金交付が必要であると判断できる。

③考慮すべき個別の事情

個別の事情	対応案
当該補助金を廃止すると、自主財源を持たない枚方市交通対策協議会の運営が継続できなくなり、市域全域にきめ細やかに展開している交通事故をなくす運動が滞る恐れがある。	令和6年度をもって交通対策協議会事務局職員の人件費補助は廃止するが、事業費補助金を継続し、当協議会による地域に根ざした「交通事故をなくす運動」を行っていく。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	改正・改善して継続
上記方向性を 選択した理由	市域全域で実施している交通事故をなくす運動は、交通事故の発生を抑制し市民生活の安全・安心を高める上で必要不可欠な取組であり、市内における交通事故件数の減少に大きく影響しているものとする。 この運動を展開していく上で、地域との連携は不可欠であり、各小学校区ごとに支部長を配し地域と密接な連携体制が構築できている枚方市交通対策協議会への補助金の交付を継続することが、交通事故をなくす運動を効率的・効果的に実施することにつながる。 ただし、令和6年度をもって交通対策協議会事務局職員の人件費補助は廃止する。
対応完了・廃止予定時期	令和7年4月